

# 採石業の承継のご案内

## 1. 採石業の承継とは？

採石業の承継とは、その採石業者の登録、採採取計画、採取場、業務管理者そのほか**採石法に基づく権利や義務を全て受け継ぐこと**を意味します。

## 2. 承継の種類

承継には四つの種類があり、それぞれ必要な手続きが異なります。

- 譲渡** 会社の資産や負債などを他の会社に譲り渡すこと。
- 相続** 亡くなった人の資産や負債などを生前関係の深かった人が引き継ぐこと。
- 合併** 2つ以上の会社が、1つの会社になること。
- 分割** 会社の事業を他の会社に移すこと。

## 3. 承継と登録の考え方

承継はまだ採石業者の登録がない者も行うことができます。

承継と登録の関係の考え方は次のようになっています。

### **(1)承継者(引き継ぐ者)も被承継者(受け渡す者)も登録がある場合**

承継者の登録が残り、被承継者の登録が削除されます。

### **(2)承継者が採石業者として未登録の場合**

被承継者の登録を承継者がそのまま使用します。

承継とともに承継者は登録を取得することになります。

### **採取場や業務管理者はどうなるのか？**

採取場や業務管理者も承継によって引き継がれることになります。

#### **(1)採取場**

ある業者が採取計画の認可を受けているときや採取に関する命令を受けているときは、その業者を承継する者は**その計画や命令を元の業者と同じように行わなければなりません**。

#### **(2)業務管理者**

被承継者の業務管理者は、承継の後は、**承継者の業務管理者として雇用が続くもの**と見なされます。変更には承継の後に改めて手続きが必要になります。

## 4. 承継に必要な手続き

承継を行うためには以下の書類を山形県に提出する必要があります。

項目 提出書類		承継			
		譲渡	相続	合併	分割
採石業承継届書（様式第3）		○	○	○	○
採石業承継届書（様式第4）		○	○	○	○
採石業者事業譲渡証明書（様式第4の2）		○			
採石業者相続同意証明書（様式第5）			①		
採石業者相続証明書（様式第6）			①		
採石業者事業承継証明書（様式第6の2）					○
誓約書（様式第1号）	申請者	○	○	○	○
戸籍謄本			○		
登記事項証明書				○	○
生年月日を証する書面	申請者	○	○	○	○
	業務担当役員	○	○	○	○
事業の全部の譲渡しがあつたことを証する書面		○			
事業の全部の承継があつたことを証する書面					○

※ ①はいずれかを添付すること

## **生年月日を証する書面とは？**

住民票の写し、運転免許証の写しなど

## **事業の全部の譲渡しがあったことを証する書面とは？**

承継する者が、**承継する採取場で採取を行うことについての権限があること**を示す書面、または、その権限を取得する見込みが十分であることを示す書面を意味します。

### **(1)承継する採取場がない場合**

営業譲渡契約書

### **(2)承継する採取場がある場合**

営業譲渡契約書

**承継する者に関しての隣接地土地所有者等の同意書、地元協定書の写し**

採取跡地の整備に係る保証書、採取跡における災害防止のために必要な資金計画を記載した書面

### **採取場が自分の土地の場合は…**

土地に係る登記事項証明書

### **採取場が他人の土地の場合は…**

土地の賃貸契約書、土地の使用契約書

そのほかその土地で岩石を採取することについての契約書、同意書

土地の売買の予約が成立しているような場合の予約契約書など

## **事業の全部の承継があったことを証する書面とは？**

分割契約書の写しなど

## **その他**

採取に関して他法令による許可を受けている場合は、その法令に関する変更の手続きが必要になる場合があります。